

令和7年度シティプロモーション推進業務委託
企画提案実施要領

1 目的

本市では、市民が愛着や誇りを持って川崎市に住み、市民としてのアイデンティティを形成することで、まちの一層の活性化や持続的な発展に寄与することを目指している。このため、川崎市シティプロモーション戦略プランの目標である「川崎の対外的な認知度やイメージの向上」及び「市民の『川崎への愛着・誇り（シビックプライド）』の醸成」の達成を目指し、本市の多彩な魅力や姿を様々な広報媒体を活用して市内外に戦略的に発信すること及びブランドメッセージを効果的に活用し、川崎が目指す姿を市民、企業、団体等と共有することを効果的・効率的に推進するために、シティプロモーション推進活動を実施するものである。

2 公募の内容

(1) 業務の名称

令和7年度シティプロモーション推進業務委託

(2) 業務の内容 ※業務の詳細は別途仕様書を参照のこと。

ア シティプロモーション推進業務

- (ア) 戦略的広報活動の企画立案に関するコンサルティング業務
- (イ) 本市の特徴や課題を踏まえたパブリシティ活動
- (ウ) ブランドメッセージポスター等PR広報物の企画・制作及びPR活動
- (エ) 職員向け研修
- (オ) デジタルプロモーション事業
- (カ) 都市イメージ調査及び分析の実施
- (キ) 追加提案

イ 月次及び年間の活動実績報告業務

ウ 委託業務の実施体制の構築

(3) 委託期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

(4) 委託料概算金額

49,842,870円以内（消費税及び地方消費税含む。）

(5) 選考方法

企画提案方式による提案審査

(6) 評価項目 ※各評価項目の詳細は、選定評価基準（様式5）を参照のこと。

- ア 情報収集力
- イ 現状分析力
- ウ 企画作成力
- エ 企画実行力
- オ 実施体制及び役割分担
- カ 業務実績

(7) 参加意向申出書・企画提案書類の受付期間

参加意向申出書受付：令和7年2月12日（水）～2月19日（水）午後5時

企画提案書類受付：令和7年3月5日（水）午後5時まで

3 参加者の資格要件

次の要件を全て満たしていること（共同事業体の構成団体も含む）。

- (1) シティプロモーション及び都市ブランディングに関する実績とノウハウがある者
- (2) 法人格を有する者
- (3) 川崎市業務委託有資格名簿の業種・種目「99 その他業務 08 広告代理店又は99 その他」に登録されているか、業者登録申請中で、企画提案会当日までに上記の業種・種目に登録見込みであること。
- (4) 川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
- (5) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立がなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立がなされていない者
- (7) 川崎市暴力団排除条例（平成24年川崎市条例第5号）第7条に規定する暴力団員等、暴力団経営支配法人等又は暴力団員と密接な関係を有することのない者
- (8) 神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75条）第23条第1項又は第2項の規定に違反しない者
- (9) 団体又はその代表者が川崎市税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納していない者
- (10) 共同事業体として応募する場合は、次に掲げることを遵守すること。
 - ア 共同事業体を代表する法人を定めること。
 - イ 単独で応募した法人は、他の応募共同事業体の構成法人とならないこと。
 - ウ 複数の応募共同事業体において、同時に構成法人にならないこと。
 - エ 応募書類受付期間終了後に、共同事業体構成法人の変更をしないこと。

4 スケジュール（予定）

- | | |
|--------------------|---|
| (1) 仕様書・公募要領の公表 | <u>令和7年2月12日（水）</u> |
| (2) 参加意向申出書の受付 | <u>令和7年2月12日（水）～2月19日（水）午後5時</u> |
| (3) 参加資格要件の確認通知 | <u>令和7年2月20日（木）</u> |
| (4) 企画提案に対する質問書の受付 | <u>令和7年2月25日（火）午後5時まで</u> |
| (5) 質問書に対する回答 | <u>令和7年2月27日（木）</u> |
| (6) 応募書類・企画提案書の受付 | <u>令和7年2月28日（金）～3月5日（水）午後5時</u> |
| (7) 企画提案審査会 | <u>令和7年3月13日（木）午後（予定）※</u>
<u>※応募が3社を超える場合は3月12日（水）午後も実施</u> |
| (8) 審査結果発表及び通知 | <u>令和7年3月18日（火）以降</u> |
| (9) 契約日 | 令和7年4月1日（火）以降 |

5 担当部局

総務企画局シティプロモーション推進室ブランド戦略担当

〒210-8577

川崎市川崎区宮本町1番地 川崎市役所本庁舎11階

電話（直通）：044-200-2273

FAX：044-200-3915

メールアドレス 17brand@city.kawasaki.jp

6 企画提案に求める内容

(1) 戦略的広報活動の企画立案に関するコンサルティング業務

本市重点政策（「川崎臨海部」、「川崎港」、「脱炭素戦略」、「子育て施策」等）の内、1政策について、「川崎の対外的な認知度やイメージの向上」及び「市民の『川崎への愛着・誇り（シビックプライド）』の醸成」につながるプロモーション活動の企画立案について、本市の特徴や課題に対する現状分析、ターゲット設定、実施手法及び効果などの視点から具体的な提案を行うこと。

(2) 本市の特徴や課題を踏まえたパブリシティ活動

本事業で策定する年間計画に基づき、本誌の特徴や課題を踏まえたパブリシティ活動について、具体的なパブリシティ計画及びスケジュール、各種メディアとのリレーションの構築などの視点から提案を行うこと。

(3) ブランドメッセージポスター等PR広報物の企画・制作及びPR活動

本市のブランドメッセージがあらわす理念から、市民等の共感を喚起し、「川崎への愛着・誇りの醸成」につながるPR広報物の企画及びそれを活用したPR活動について具体的に提案すること。

(4) 職員向け研修

全庁的なプロモーション活動の推進を図るため、本市職員を対象として「広報マインドの醸成」及び「広報力の強化」を見込める研修について具体的な提案を行うこと。

(5) デジタルプロモーション事業

川崎市民をはじめ、川崎市を訪れる人などに向け、川崎の魅力を知ってもらい、川崎への愛着や誇りの醸成、居住や来訪の促進を図るため、ウェブポータルサイトについては、デザインイメージのほか、サイトマップやページ構成、掲載内容、より魅力的に見せるための工夫などを、傾向やトレンドを踏まえながら、具体的に提案すること。（掲載する情報は、市ブランドメッセージ、重点政策に関する記事（小学校5年生でもわかりやすい記事、インフルエンサーによる記事）、本市の魅力情報、川崎の人情情報（ほっこりポスター情報等）、市制100周年情報、各種ファクトブック（仕様書4（2）ケ）、プレスルーム（PR TIMES掲載情報等）、データに基づく川崎の強み情報、各種リンク（川崎市、かわさき魅力ギャラリー等）、双方向（市民、団体、企業情報掲載）ツール、SNS情報等を想定。）

双方向（市民、団体、企業情報掲載）ツールの参考ページ

<https://kawasakicity100.jp/action-entry/>

また、解析や効果検証においては、出稿するデジタル広告の種類や期間・数量等の案を具体的に示し、目標値やそれに向けたロードマップ等を示すこと。

(6) 都市イメージ調査及び分析の実施

令和6年度までの都市イメージ調査の実績を踏まえ、経年で傾向を分析できる調査を行うとともに、戦略的広報活動やパブリシティ活動、デジタルプロモーションに活用したり、市で実施する各種施策（特に魅力発信や治安イメージ向上、対外的なイメージの向上）の企画立案や検証に有効なデータを示すことができる分析手法等を具体的に示すこと。

(7) 追加提案

本市のシティプロモーション推進にかかる効果的なPRの企画について具体的な提案を行うこと。

(8) 委託業務の実施体制の構築

本業務に当たる担当者の業務経歴や実施体制を具体的に記載するとともに、発注者側と受注者側の作業分担についても明確に説明すること。

(9) 業務実績

過去の同様の事業についての概要説明及び代表的な実績については詳細に説明すること。

7 企画提案の流れ

必要書類は、川崎市ホームページ「令和7年度シティプロモーション推進業務委託 公募型プロポーザル」（下記URL）からダウンロードすること。

<https://www.city.kawasaki.jp/templates/proposal/170/0000172233.html>

(1) 参加意向申出書の提出

ア 提出期限：令和7年2月19日（水）午後5時まで

イ 提出書類：参加意向申出書（様式1）

※2社以上による共同事業体で申し込む場合は、共同事業体の代表団体が、「共同事業体協定書兼委任状」及び「共同事業体構成団体連絡先一覧」を提出すること。

また、共同事業体の構成団体についても参加意向申出書を提出すること。

同様に、質問書の提出、企画提案書・見積書の提出、辞退の申し入れ、契約に関すること、経費の請求受領に関すること、市との連絡調整窓口に関することについては、代表団体が行うこと。

ウ 提出方法：PDFデータにより、下記ウェブフォームの指示に従い提出すること。

参加意向申出書提出用フォーム <https://logoform.jp/f/WIQy2>

※フォームからの提出後は受付完了メールが自動送信されるため、必ず確認すること。

オ 参加資格確認の結果通知

（ア）令和7年2月20日（木）

（イ）参加意向申出書に基づき応募資格を確認後、参加資格確認結果通知書（様式4）を電子メールで通知する。

(2) 質問書の受付

ア 受付期限：令和7年2月25日（火）午後5時まで

イ 受付方法：PDF データにより、下記ウェブフォームの指示に従い提出すること。

質問提出用フォーム <https://logoform.jp/f/72v0K>

※フォームからの提出後は受付完了メールが自動送信されるため、必ず確認すること。

ウ 回答方法：受付期限までに寄せられた質問及びそれに対する回答については、令和7年2月27日（木）までに参加資格のある者全員に対して電子メールにて送信する。

(3) 企画提案書等の提出

参加資格の確認を受けた事業者は、期日までに次のデータを提出すること。

企画提案書の作成、提出に必要な経費は、各事業者の負担とする。

※紙資料の提出は不要とする。

ア 提出書類

(ア) 企画提案書（任意様式／表紙を除き 20 ページ以内）

必須記載項目

a 現状分析

b 企画提案

（仕様書4（3）のポスターコンセプト・デザイン案を複数、
4（5）のウェブデザイン・構成案を含む）

c 実施体制及び役割分担

d 業務実績

※企画提案書の作成にあたっては、社名が分からないようにすること。

※プレゼンテーション当日の追加資料の配布は認めない。

※提案に当たっては、市ホームページの以下の情報なども参考にすること。

・川崎市ブランドメッセージ

<https://www.city.kawasaki.jp/170/page/0000078324.html>

・川崎市都市イメージ調査

<https://www.city.kawasaki.jp/170/page/0000091292.html>

(イ) 見積書

総額、費目ごとの経費内訳を示し、その積算根拠についても記載すること。

なお、以下については、示された範囲の金額で見積ること。

a 仕様書「4（5）デジタルプロモーション事業」に係る費用は概ね 30,000,000 円（税抜き）以内とすること。

b 仕様書「4（5）ウ動画配信・デジタル広告」に係る費用は上記 a の内 8,000,000 円（税抜き）程度とすること。

c 仕様書「4（6）都市イメージ調査」に係る費用は約 1,700,000 円（税抜き）以内とすること。

※見積書は社名が分からないようにすること。

イ 提出期限：令和7年3月5日（水）午後5時まで

ウ 受付方法：PDF データにより、下記ウェブフォームの指示に従い提出すること。

企画提案書・見積書提出用フォーム <https://logoform.jp/f/jDGv0>

※フォームからの提出後は受付完了メールが自動送信されるため、必ず確認すること。

エ データ容量が大きく添付出来ない場合は、クラウド上にアップロードし、その旨とアクセス URL を記載の上、次のメールアドレス宛に電子メールを送ること。

総務企画局シティプロモーション推進室ブランド戦略担当 17brand@city.kawasaki.jp

カ 企画提案書等の取扱い

(ア) 提出後は、企画提案書等の差替え、変更又は追加は不可とする。

(イ) 企画提案書等は、あくまでも本業務の委託にあたり知識、経験等があるかどうかを見る資料であり、企画提案書に記載の内容は尊重するが、全ての提案内容が契約に反映されるとは限らない。

(ウ) 企画提案書の受領後、発注者が必要であると判断した場合には補足資料を求めることがある。

(4) 企画提案会

ア 日時

令和7年3月13日(木)午後(時間は、後日、参加資格のある者に連絡する。)

※応募が3社を超える場合は、3月12日(水)午後も実施する

イ 川崎市役所会議室(詳細な場所は、後日、参加資格のある者に連絡する。)

8 選定方法

企画提案の内容や実績等について総合的な判断を行った上で、採択する受託予定者を決定する。公募内容や応募資格に合致していない企画は選考対象外となる。

(1) プロポーザル評価委員会の設置

「総務企画局プロポーザル方式(業務委託)実施要領第5条」において、総務企画局委託業務等指名選定委員会において、プロポーザル方式による受注者の特定を行うことの承認を受けた場合、プロポーザル評価委員会を設置するものとしている。これにより、総務企画局総務部長を委員長とし、「令和7年度 シティプロモーション推進業務委託プロポーザル評価委員会」を設置し、次により委員会を開催する。なお、委員が急遽又はやむを得ず欠席する場合は、委員の指名した代理人をもって充てることができる。また、評価委員会は、委員の過半数以上の出席をもって成立するものとする。

ア プロポーザル評価委員会委員(7名)

委員長

総務企画局総務部長

委員

総務企画局シティプロモーション推進室担当課長(ブランド戦略担当)

総務企画局シティプロモーション推進室担当課長(市制100周年記念事業推進担当)

総務企画局総務部庶務課長

総務企画局都市政策部企画調整課長

総務企画局デジタル化施策推進室担当課長

経済労働局観光・地域活力推進部観光プロモーション推進課長

(2) 企画提案審査会の実施

ア プレゼンテーション

(ア) プレゼンテーションは、企画提案書に基づき 15 分～20 分程度、質疑応答を 10 分程度で行う。

(イ) 契約後に本業務に携わる者が企画提案書の作成及びプレゼンテーションに参加すること。なお、出席者は 3 人以内とする。

(ウ) プレゼンテーションの際に追加資料の提出は一切認めない。

(エ) モニターの使用の有無について、提案書提出の際に回答すること。接続する PC 等の機器は各自で持参すること。

イ 企画提案 の評価

企画提案の評価は、選定評価基準（様式 5）を基に、委員会において提案内容の審査及び評価を行い、最も高い評価を受けた提案者を受託候補者とする。ただし、複数の評価委員から評価項目中標準を下回る評価を受けた場合には、受託候補者として特定することはできないものとする。

なお、採点の結果、最も高い総合点を獲得した者が複数の場合（同点の場合）は、選定評価基準（様式 5）の「ウ 企画作成力」及び「エ 企画実行力」が最も高い点数の者を選定するものとする（それでも決定しない場合は、プロポーザル評価委員会の審議により選定する。）。

ウ 提案者が多数見込まれる場合の措置

企画提案書の提出者が 6 者以上あり、受注者の特定に著しい支障が生じると認められる場合は、プロポーザル評価委員会において、企画提案書等の内容について、選定評価基準（様式 5）により事前書類審査を行い、上位 4 者が企画提案会で審査・評価を受けることができるものとする。なお、事前書類審査を行わなかった場合は通知しない。

9 選考結果通知

企画提案会の評価及び選定業者候補が総務企画局委託業務等指名選定委員会にて承認された後、全ての提案者に結果通知書を送付するものとする。

(1) 結果通知：令和 7 年 3 月 18 日（火）以降

(2) 通知方法等

ア 電子メールにより全ての提案者に通知する。

イ 電話・電子メール等での問合せには一切応じないものとする。

ウ 選考の内容についての問合せには一切応じないものとする。

10 契約手続等

選考結果の通知後、本市と具体的な事業内容を協議した上で、当該業務の仕様書に基づく見積書を聴取し、委託契約を締結する。なお、受託予定者との協議が不調となった場合は、次点者を随意契約の協議の相手方とする。

(1) 契約保証金は、川崎市契約規則第 33 条 5 号に基づき免除とする。

(2) 前払金 否

- (3) 契約書の作成 要
- (4) 当該発注に関する一切の手続きは日本語にて行うこととし、使用する通貨は円とし、契約書を作成する。
- (5) 当該落札決定の効果は、川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決（令和7年3月頃）を要する。

11 その他

参加意向申出書を提出した後に辞退する際には、辞退届（様式3）を提出すること。

受付方法：PDF データにより、下記ウェブフォームの指示に従い提出すること。

辞退届提出用フォーム <https://logoform.jp/f/8sIdV>

※フォームからの提出後は受付完了メールが自動送信されるため、必ず確認すること。